合同会社八峰能代沖洋上風力「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和7年4月30日経済産業省大臣官房 産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書」について、合同会社八峰能代沖洋上風力に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場所:秋田県能代市及び山本郡八峰町沖合

原動力の種類:風力(洋上)

出 力:最大356,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年12月25日
環境大臣意見受理	平成30年 3月 2日
経済産業大臣意見発出	平成30年 3月19日

く環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 8月19日
住民意見の概要等受理	令和 3年10月19日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	令和 4年 1月 4日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 2月 8日

く環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 6年 8月 8日
住民意見の概要等受理	令和 6年10月15日
秋 田 県 知 意 見 受 理	令和 7年 2月12日
環境 大臣意見受理	令和 7年 3月28日
経済産業大臣勧告発出	令和 7年 4月30日

問合せ先:電力安全課 一ノ宮、中村電 話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

- ア 本事業計画の今後の検討に当たっては、法定協議会での協議の結果を踏ま え、適切に対応するとともに、関係機関等と調整を十分に行い、地域住民等 に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- イ 対象事業実施区域内において、他の事業者による風力発電所が稼働中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有すること。

(2) 事後調査等について

洋上風力発電事業の実施による環境影響に係る科学的知見は十分に蓄積されていないことから、あらかじめ環境影響の予測・評価を十全に実施することが難しく、環境保全措置の効果の不確実性が高い項目もあるため、事後調査等を実施することが重要である。このため、本事業による環境影響を適切に把握できるよう、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえて、事後調査等に係る具体的な計画を策定し、評価書に記載すること。また、以下の措置を適切に講ずること。

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、 必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分な ものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観 的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

- ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他の事業者による洋上風力発電所が 稼働しているほか、複数の陸上風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中 であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有すること で、地域全体の環境影響の低減を図り、累積的な影響を考慮した事業計画と すること。
- イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼が

あった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月環境省)に準絶滅危惧として掲載されている猛禽類のミサゴや海鳥のオオセグロカモメ等の飛翔が多く確認されているほか、対象事業実施区域周辺の陸域は、ガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡り鳥の移動経路となっている。

ミサゴ及びオオセグロカモメについては、風力発電機のブレード回転域における飛翔が確認されており、ブレード・タワー等への接近・接触の可能性がある。また、対象事業実施区域及びその周辺を餌場として利用していることに加え、鳥類への影響の予測には不確実性を伴うことから、バードストライク等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避し、又は低減する観点から、以下の措置を適切に講ずること。

- ア 鳥類に係る事後調査について、風車稼働時における鳥類の状況を確認する ため、1. (2)の内容を踏まえ適切に実施すること。
- イ 洋上では鳥類の死骸確認調査が実施できないため、鳥類の衝突を監視する カメラ等を活用した事後調査が有効である。本事業においては、4箇所の風 力発電機に監視カメラ等を配置し事後調査を行うこととしており、今後、最 新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業による鳥類への影響が適切に 把握できるよう更に検討すること。
- ウ 設備点検等の際には、鳥類の衝突の有無の把握や衝突した鳥類の種の特定 に資するよう鳥類の衝突の痕跡等の情報の取得に努めること。仮に、衝突等 による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、損傷状況等を記録す るとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関に よる原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 海生生物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、ネズミイルカ科及びマイルカ科の海棲哺乳類の出現が確認されており、風力発電設備の工事及び稼働による水中音の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による海生生物への影響を回避し、又は低減する観点から、1. (2)の内容を踏まえ事後調査を適切に実施すること。

(3) 水環境に対する影響

海域の流況の季節変動性を踏まえた上で、水の濁りの拡散を適切に予測・評

価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。